

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																							
龍馬デザイン・ビューティ専門学校		平成4年2月17日		永橋 正至		〒780-0635 高知県高知市旭町2-22-58 (電話) 088-875-0099																							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																							
学校法人龍馬学園		平成1年3月23日		佐竹 新市		〒780-0056 高知県高知市北本町1-12-6 (電話) 088-825-0077																							
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																							
衛生	衛生関係専門課程	美容総合学科			平成17年文部科学省告示第30号	—																							
学科の目的	美容師国家試験に向けた勉強はもちろん、シャンプーやヘアカラーといった基礎技術の強化や衛生面の徹底にも取り組んでいます。お客様のニーズを的確に捉えたスタイルの提案やカウンセリング能力に加え、顧客満足、経営効率といった面も常に考えて行動できる美容師を養成します。また、メイクアップやネイルアートなどの技術も磨き、ショーやコンテストにも積極的に参加して、幅広く活躍できるビューティスタイリストを目指します。																												
認定年月日	平成26年 3月31日																												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																						
	2年	2010時間	660時間	—	1350時間	—	—																						
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																							
80人		45人	0人	4人	12人	16人																							
学期制度	■前期:4月1日～8月31日 ■後期:9月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 実技課題60点以上 学期末試験60点以上																								
長期休み	■学年始め:4月1日 ■夏季:7月22日～8月25日 ■冬季:12月16日～1月5日 ■学年末:3月31日			卒業・進級条件	各授業科目に係る出席時数が実授業時間数の10分の9以上かつ各授業科目100点を満点とし60点以上であること																								
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 保護者を交えた面談及び連絡			課外活動	■課外活動の種類 コロナ禍により課外活動自粛  ■サークル活動: 無																								
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和4年度卒業生) 美容室、ヘアメイクアップアーティスト、ヘアカラーリスト、ブライダルスタイリスト、ビューティスタイリスト、アイリスト、ネイリスト			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業者に係る令和5年5月1日時点の情報)																								
	■就職指導内容 就職研修、面接練習、履歴書指導				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師国家試験</td> <td>②</td> <td>26人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					資格・検定名	種	受験者数	合格者数	美容師国家試験	②	26人	24人												
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																								
	美容師国家試験	②	26人		24人																								
■卒業者数 : 26 人 ■就職希望者数 : 24 人 ■就職者数 : 23 人 ■就職率 : 95 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 88 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																										
■その他 ・進学者数: 0人 就職斡旋辞退2名  (令和4年度卒業者に係る令和5年5月1日時点の情報)			■自由記述欄																										
中途退学の現状	■中途退学者 3 名 令和4年4月1日時点において、在学者49名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者46名(令和5年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、保護者の病気による経済的理由等  ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談又は三者面談を行い学生の状況把握に努める。また、気になる学生については教職員間の情報交換や報告をスピーディーに行なっている。			■中退率 13 %																									
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ◆龍馬学園奨学金、資格・検定等特待生授業料免除、日本支援機構奨学金 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																												
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																												
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.rvoma.ac.jp/cid/course/hairdressing.html">https://www.rvoma.ac.jp/cid/course/hairdressing.html</a>																												

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

最近の技術動向を踏まえ、現場に必要な知識・技術を具体的に身に付けさせるため、企業へのヒアリング等を通じて重要項目や課題を抽出し、その結果にもとづいた解決・改善内容を実習や演習内容に反映できるように出版社や企業と連携しながら計画を進める。また実習・演習等の実施後には出版社や企業及び学生からの報告を元に、その効果を検証しながら改善・改良を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

別添の「国際デザイン・ビューティカレッジ組織規程」の通り教育課程編成委員会(以下「委員会」という)は、校長直轄の組織として設置しており、カリキュラム改善に対する意見を企業の役員及び有識者から聴取しこれを基に校長以下、美容科の担当でカリキュラムの改善について検討し、次年度に向け改善を図っていく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
永橋 正至	校長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
大久保 光洋	副校長兼事務局長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
岩神 義宏	教務部長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
久川 理香	教務部課長 美容総合学科	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
濱田 孝映	教務部主任 美容総合学科	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
吉村 一美	教務部 美容総合学科	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
中村 光良	教務部 美容総合学科	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
南 恵美	高知県美容生活衛生同業組合 教育委員	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	①
山本 晋爾	株式会社RT 代表取締役社長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	③
宮下 沙耶	freep オーナー	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

年間2回開催 前期8月、後期2月

年間2回開催 前期8月、後期2月

第1回 令和4年7月21日 13:00～14:00

第2回 令和5年2月24日 11:00～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

コース選択する事で特化した内容をより深く学べる本校に対して、現在は多様性が加速化している。就職でSNSにどれだけフォロワーがいるのか聞かれる事もあり、SNS部みたいなものも作って自分の作品を撮ってフォトショップを使って発信できる体制を整える。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

連携先企業等の担当者と学校担当者の間で、授業形態やシラバスの確認を行い、また評価項目に関しては、その内容とレベルを協議し確認している。実習・演習等の期間中は、どのような指導を学生が受け、どのように向上したのかを企業等の担当者から適宜、具体的な報告を受けている。また、その実効性について企業側と学校側とで具体的な検討ができるよう体制を敷いている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

サロンワークを想定した、ロールプレイングや接客技術を現役美容師から学び、また、最新のカットやメイクテクニックを習得し、即戦力として通用する技術を学ぶ。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	美容界で働くことの魅力や仕事のやりがい、各個人のビジョンなどを学び、業界全体の価値の向上を目指す、人材の育成・教育の研修とし、講義・演習にて4段階の評価。	(社)一生美容に恋する会

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学則施行細則の国際デザイン・ビューティカレッジ教職員研修規定により、当校が実施する研修は、①新任者研修、②管理職研修、③養成研修に分けて行われており、県内外の各科に関わる業界関係団体や、教育関係団体が主催する研修などに積極的に参加させている。研修等の参加に当たっては、校長又は部門の長が本人のキャリアや適性、意欲等を考慮し、また学校全体の状況等も踏まえ、戦略的に研修を計画している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

四国地区理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修

■2022年10月15日～16日

■講義1e-ラーニング説明 講義2未来に伝える文化財 講義3自分の中のイライラと上手に付き合う方法

② 指導力の修得・向上のための研修等

全国専門学校研究会

■日時:2022年8月25日～26日

■講師:デジタルハリウッド大学まなびメディアグループチーフ 石川 大樹氏

■テーマ:ICT活用 1.学習効果を上げるための動画教材を設計、開発 2.開発した動画教材を授業で有効に活用できる 3.動画教材を活用した授業を改善につなげるための評価することが出来る

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

四国地区理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修は、四国各校の意見交換、技術等の内容を共有し学生指導や教員の資質の向上を目的に年に1度開催参加予定

② 指導力の修得・向上のための研修等

四国理容師美容師養成施設 即戦力養成講習会令和5年8月3日(木)

四国理容師美容師養成施設教員研修令和5年10月(予定)

龍馬学園教員研修会に令和5年8月17日参加予定

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育の質の向上につながる学校運営や教育活動の改善に関しては、短期的な計画を立て迅速に対応し、学生支援、教育環境の改善など学生や保護者に対する満足度の向上につながる改善及び社会や地域への貢献に関しては、継続的な取り組みができるよう体制を整える。地域のニーズに対応する学科の改編や新設及び財務の安定化に関しては、中長期的な計画に基づき積極的な姿勢で臨む。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	【抜粋(別紙参照)】1. 学生等に対して教育理念等を明文化し、周知徹底を図っているか。(学生便覧等) 2. 教職員に対して教育理念等を明文化し、周知徹底を図っているか。(教職員手帳等) 3. 学外の方に対して教育理念等を明文化し、公表しているか。(HP、パンフレット、募集要項等)
(2) 学校運営	【抜粋(別紙参照)】1. 組織機能図があるか。 2. 学校の年間スケジュールはあるか。 3. 分煙・禁煙等に関する規定が文書化・掲示されているか。
(3) 教育活動	【抜粋(別紙参照)】1. 育成人材像に向けた修業年限分のカリキュラムが文書化されているか。 2. カリキュラム作成のために複数のメンバーによりカリキュラムの作成が行われているか。(カリキュラム作成委員会等) 3. カリキュラム作成メンバーの中に高校生の現状、社会ニーズを反映させるために複数の内部職員をいれているか。
(4) 学修成果	【抜粋(別紙参照)】1. 学生の就職に関する目標を設定したか。 2. 学生の就職に関する目標に対して教職員に共有されているか。 3. 学生の就職活動に関する記録がなされているか。
(5) 学生支援	【抜粋(別紙参照)】1. 入学予定者に対し学習指導・支援等は行われているか。 2. 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションは行われているか。 3. 担任による面談が定期的に行われているか。
(6) 教育環境	【抜粋(別紙参照)】1. 図書室・図書コーナー等があるか。 2. 学生が利用できる参考図書、関連図書は備えられているか。 3. 就職支援を行う指定された場所があるか。
(7) 学生の受入れ募集	【抜粋(別紙参照)】1. 学校案内等には育成人材像が明示されているか。 2. 学校案内等には目指す資格・検定・コンペが明示されているか。 3. 学校案内等には学費・教材費等が明示されているか。
(8) 財務	【抜粋(別紙参照)】1. 年度予算、中期計画が策定されているか。 2. 予算は計画に従って妥当に執行されているか定期的に確認しているか。 3. 会計監査(内部・外部)体制のルールが明確化されているか。
(9) 法令等の遵守	【抜粋(別紙参照)】1. 定期的に防災訓練を実施しているか。 2. 個人情報保護規程が文書化されているか。 3. ハラスメントに関する規定が文書化されているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	【抜粋(別紙参照)】1. 目標・計画に基づく社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)を実施しているか。 2. 地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体等へ加盟をしているか。 3. 上記において定期的な会合に参加しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

自己点検・評価結果をもとに、学校運営に関わる意見を様々な視点から広く聴取し、早期に改善を図るべき事項と中長期に対処すべき事項を区別した上で、当校の教育の質を維持・向上させるために、具体的な学習環境や教育体制の整備計画を立てて、実行していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
菅井 智恵	保護者	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	PTA
元吉 太郎	旭二丁目町内会	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	地域住民
高橋 健太	monoAI technology株式会社 漫画関係	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	地元企業関係者
山下 智徳	建築生活空間研究企画室 代表 建築関係	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	地元企業関係者
高橋 和之	グラフィスデザイン事務所 代表 グラフィックデザイン関係	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	卒業生
國澤裕貴	高知県自動車整備振興会理事	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	地元企業関係者
山本 晋爾	株式会社RT 代表取締役社長	令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)	地元企業関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(学校関係者評価の基本方針)

教育の質の向上につながる学校運営や教育活動の改善に関しては、短期的な計画を立て迅速に対応し、学生支援、教育環境の改善など学生や保護者に対する満足度の向上につながる改善及び社会や地域への貢献に関しては、継続的な取り組みができるよう体制を整える。地域のニーズに対応する学科の改編や新設及び財務の安定化に関しては、中長期的な計画に基づき積極的な姿勢で臨む。次年度からは学科に関係する委員にも参加してもらい意見交換し改善に努める。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <https://www.ryoma.ac.jp/disclosures/index.html>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等と密接かつ組織的連携体制を確保し、より質の高い教育を学生に提供することを目的として、企業等の学校関係者に対して、学校の教育活動、その他学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学園概要、学校紹介、校訓(校長挨拶)
(2) 各学科等の教育	学科紹介・概要(目指す仕事・目標資格・年間スケジュール等)
(3) 教職員	教員名簿
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職指導・就職サポート
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスライフ、施設・設備
(6) 学生の生活支援	龍馬学園奨学金、さくら奨学金、学園指定・推薦ワンルームマンション
(7) 学生納付金・修学支援	入学金・学費、学費サポート(特待生制度・各種奨学金制度)
(8) 学校の財務	資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表
(9) 学校評価	自己点検評価結果・学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL: <https://www.ryoma.ac.jp/cid/index.html>

授業科目等の概要

(衛生関係専門課程美容総合学科) 令和4年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			関係法規・制度	美容師の業務に関係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促すこと。 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させること。	1・2 通年	30		○			○			○	
○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、美容師が公衆衛生の維持と増進について重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解させることが必要であること。特に、環境衛生の意義と目的について、美容師の業務と関連付けながら具体的に理解させること。美容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連付けを重視して、美容における衛生措置の重要性について理解させること。特に、美容器具などの消毒法は、美容業務の衛生性を担保する上で最も重要な技術であるので、その意義と原理について十分に理解させるとともに、その適正な実施方法を身に付けさせることが肝要であること。	1・2 通年	90		○			○			○	
○			保健	美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とすること。美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させること。	1・2 通年	90		○			○			○	



